

第1編 租税法総論

第1章 租税法の解釈と適用

論証1 「住所」の意義（最判平23.2.18〔武富士事件〕【百 B選14】）

納稅者の主觀において租税回避目的が存するような場合に、そのような目的が「住所」（所得稅法2条1項3号）の有無の判断に影響を及ぼすか。

所得稅法は、民法上の概念である「住所」を用いて課稅要件を定めている。そして、借用概念は、別意に解すべき特段の事情がない限り、他の法分野におけるのと同じ意義に解釈するのが、租税法律主義、法的安定性の要請に合致する。

そこで、「住所」とは、民法と同様に、生活の本拠すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すと解する。そして、一定の場所が住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かにより決される。

- ※ 借用概念については、別意に解すべき特段の事情がない限りは、借用元の概念と同一に解釈するのが裁判例の傾向
- ※ 最判平9.9.9【百選47】は、配偶者控除制度における「配偶者」（所稅83、83の2）の意義についても、民法上の「配偶者」の意義と一緒に解し、内縁関係にある者を含まないとする

当事者間において、通常用いられる法形式ではなく、税負担の軽減を図るためにあえて別の法形式が用いられて取引がなされた場合に、いずれの法形式を前提に課税要件の充足性を判断すべきか。

そもそも、租税法律主義のもと、法律の根拠なしに当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直して課税することは許されないというべきである。そこで、当事者の選択した法形式に従い判断すべきと解する。

※ 東京高判平14.3.20は、当事者により用いられた契約文言や契約類型が、不当に課税を回避すること等を目的としてされた当事者の眞の意図を隠ぺいする仮装のものである場合には、意思表示の合理的な意思解釈の見地から、当事者の眞の意図による取引が存在するものとして扱われるべきとする

論証3 租税法規の限定解釈（最判平17.12.19〔りそな外　B 税控除否認事件〕【百選18】）

形式的には租税法規の文言に該当し、その適用を受け得る場合において、租税回避行為を防止するために当該法規を限定解釈することで、当該法規の適用を除外することができないか。

そもそも、租税法律主義は、租税の賦課徴収が、法律の根拠に基づき法律に従って行われなければならないとの原則であって、予測可能性及び法的安定性の確保を目的とするものである。

そして、租税の減免を認める租税法規が適用されるべき事案ではないことが関係者にとって明確である場合には、限定解釈により当該法規を適用しないとしても、当事者の予測可能性を害しないというべきである。

そこで、当該事案に当該規定の適用を肯定するとそのような規定が設けられた趣旨に反することが明らかであって、そのことを関係者も十分に認識している場合には、適用要件を合目的的に限定解釈することも、租税法律主義に反しないと解する。

第2章 租税の確定・徴収手続

本章に該当する論点は掲載していませんが、体系を意識して学習することは有益であるため、章名を残しています。